

2026年5月吉日

お客さま各位

埼玉信用組合

## 当座勘定規定および各種預金規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

埼玉信用組合では、政府、産業界、金融業界が一丸となって取り組んでいる「2026年度末の手形・小切手の全面的な電子化」への対応として、以下の当座勘定規定等の改定を実施いたします。

当組合では、今後もお客様の利便性向上に向けたサービスの提供に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

「手形・小切手の最終振出期限の設定」および「他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱いの受付終了」に伴う当座預金等の各種預金規定を改定します。

1. 改定日 2026年10月1日(木)

2. 改定となる規定

- 当座勘定規定
- 普通預金規定
- 無利息型普通預金規定
- 貯蓄預金規定
- 通帳式定期預金共通規定
- 自動継続扱い以外の定期預金共通規定
- 自動継続扱いの定期預金共通規定
- 通知預金規定
- 定期積金規定

3. 主な改定内容

(1)「手形・小切手の最終振出期限の設定」

最終振出期限である2026年9月30日を超えて振出された手形・小切手は当座勘定から支払いません。

(2)「他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱いの受付終了」

受付終了日である2026年9月30日を過ぎた後は、他行を支払地とした手形・小切手は受入れません。(割引手形の受付も含まれます。)

改定内容の詳細は各規定の新旧対照表をご参照ください。

ご不明な点等ございましたら、取扱店または下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

【本件に関するお問い合わせ先】

埼玉信用組合 管理部事務管理課

フリーダイヤル:0120-097-874

当組合では手形・小切手の全面的な電子化に向けて以下の取組を実施または公表しています。

1. 当座預金の新規口座開設の停止

口座開設停止日 2025年10月1日(水)

2. 2027年4月以降を期日とする手形等の期日管理を伴う代金取立ての受付停止

受付停止日 2026年3月31日(火)

3. 手形帳・小切手帳の新規発行の終了

受付終了日 2026年3月31日(火)

4. 「手形・小切手の最終振出期限の設定」

最終振出期限 2026年9月30日(水)

期限以降に振出された手形・小切手は当座預金からの支払ができません。

5. 「他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱いの受付終了」

受付終了日 2026年9月30日(水)

受付終了日以降は他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱いの受付はできません。

6. 未使用の手形・小切手の買戻を行います。

受付期間 2026年4月1日から2026年12月30日まで

2023年1月1日以降に発行したもの。

※その他詳細はお取引店またはフリーダイヤルへお問い合わせください。

7. 払戻請求書による当座勘定からの払戻の取扱い開始

取扱開始日 2026年4月1日(水)

払戻請求書により当座勘定から払戻ができます。(小切手のように第三者への交付・譲渡はできません。)

※当座勘定規定新旧対照表をご参照ください。

8. 代替サービスのご案内

手形・小切手に代わる決済方法として、電子記録債権のご利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

当組合では、「インターネットバンキングサービス」や「でんさいネットサービス」をご利用いただけます。

以 上